

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定によつて、県有施設の安全管理に係る監査を実施したので、同条第九項の規定によつて、別冊のとおり公表する。

平成二十八年三月十七日

広島県監査委員

中原好治

同 児玉浩

同 高橋義則

同 赤木稔明